

所有者不明農地の解消の取組事例（北栄町農業委員会）

令和7年度所有者不明農地対策事業

【当該地域の所有者不明農地の概要】

・既に閉鎖された法人所有の農地をこれまで周辺の耕作者が遊休農地化しないように保全していたが、高齢化により管理が難しくなっていることから、速やかに新たな耕作者を探し、遊休農地化を防止する。

当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既に閉鎖された法人所有の農地で、これまで周辺の耕作者が遊休農地化しないように保全管理。 ・高齢化により管理が困難となっている。 ・地域計画内の優良農地
筆数や面積	2筆、707.47㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探 索	2 カ月
公 示	2 カ月
促進計画認可手続	4 カ月

【支援地域の地図・航空写真等】

別紙のとおり

【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

農業会議による支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針及びスケジュールの決定支援 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>【対応方針及びスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全管理者が高齢で早期の耕作者の利用を望んでいることから、農地法に基づく裁定により早期に利用権を設定できるよう準備を進める。 ・農業委員会を中心に、地元農業委員、土地改良区、周辺農地の耕作者に対しての利用を促す。 ・令和8年4月1日の利用権設定に間に合うよう、遅くとも8月を目途に耕作者を探す。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会による取組の進捗把握
農業委員会の取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖登記簿の入手 ・耕作希望者のマッチング
解消の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣農地を集積して営農を行っている農地所有適格法人が耕作を希望したことから、9月開催の農業委員会総会で農地法による共有者不明農地に係る公告手続きを行った上、県知事の裁定により令和8年3月1日からの借り受けが可能となった。
解消に当たった課題・支障となった点	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿は電子取得が可能となったが、公図の取得は出来ないことから、改善要望を行っている。 ・耕作者を探すのが最大の困難事項であった。
農業委員会の声	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人調査については、職員の中で経験者がおり、また、税務担当課との情報交換も円滑に行っている。 ・特殊案件等については、引き続き相談に乗ってほしい。